

戸籍法第49条

出生の届出は、14日以内（国外で出生があった場合は、3箇月以内）にこれをしなければならない。

(2) 届書には、次の事項を記載しなければならない。

1. 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別

2. 出生の年月日時分及び場所

3. 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名

及び国籍

4. その他法務省令で定める事項

(3) 記載省略。